

【会則改正理由】

1. 2005年(平成17年)に会計不正問題が明らかとなり、その後、総会等の議論や大学との協議を経て、2007年(平成19年)8月1日から会計処理業務を大学へ委託することとなった。
2. 2015年(平成27年)11月の返済期限を過ぎてはしまったが、2017年(平成29年)6月15日に山本久子氏から最後の弁済金が振り込まれ、2018年6月16日に開催された総会で弁済金に係る決算報告を行った。
3. 山本久子氏の問題が終了し、現行の役員会及び事務局の体制が責任や透明性を確保する上で適切に機能していることから、必要な会則の改正を行うこととした。併せて、一部文言等の整理も行うこととする。
4. 2019年(平成31年)4月の新入生から終身会費の徴収方法が変更となることに伴う条文の改正(2022年4月の最終学年の授業料等徴収と一緒に代行徴収)。
5. 会長交代時の金融機関の代表者変更手続きに当たり、口座確認が厳格に行われることから、所在地等必要な事項を追加するもの。

【会則改正手続き】

1. 本会の体制を見直す改正を行うこととし、役員会で改正案を作成。
2. 上記改正案について、会計不正問題の対応に当たられた歴代藤の実会会長3名に2018年(平成30年)11月12日にご意見をいただき、併せて藤女子大学事務局長の助言も踏まえ、修正を行った。
3. 上記改正案について2019年(令和元年)5月25日(土)開催の支部長会での説明を経て、2019年(令和元年)6月15日の総会で出席者全員の挙手による賛成により承認された。

【主な改正箇所】

1. 「藤の実会」の明確化(第1条)
2. 金融機関の代表者変更手続きに必要な事項の追加(第1条の所在地)
3. 役員の構成、任務、選出方法、任期(第6条～第9条)
4. 事務局体制の変更(第10条)
5. 会費の納入方法の変更(第13条)
6. 支部設置細則の一部修正。
7. 表記の統一(EX.「この会」と「本会」、「並びに」と「及び」、「より」と「から」、漢数字と算用数字の混在)。
8. 和暦と西暦の併記。
9. 項目の表記変更。